別表六（八）　記載要領

1　この表は、租税特別措置法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の通算法人（同法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人（以下この号において「対象法人」という。）に該当するものに限る。）が対象年度（同法第42条の13第５項に規定する対象年度をいう。以下この記載要領において同じ。）に該当する適用対象事業年度（同法第42条の４第８項第２号（同条第18項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する適用対象事業年度をいう。）において通算特定税額控除規定（同法第42条の13第１項第１号又は第３号に掲げる規定をいう。以下この号において同じ。）の適用を受ける場合（同法第42条の13第７項第３号に規定する他の通算法人（対象法人に該当するものに限る。次号⑵において「他の通算法人」という。）が同法第42条の４第８項第２号に規定する他の事業年度において通算特定税額控除規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　「((3)≧0.01又は0.005)、((1)＞(2))　又は　((1)＝(2)＝０)　(4)」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

⑴　⑵に掲げる場合以外の場合　「((3)≧0.01又は0.005)、」を消すこと。

⑵　当該通算法人又は他の通算法人のいずれかが、別表十八（二）「４」の金額が10億円以上であり、かつ、同表「５」の数が1,000人以上である場合において、「各通算法人の前事業年度の基準通算所得等金額の合計額（別表十八（二）「11の計」）（マイナスの場合は０）　⑿　の金額が０を超えるとき又は当該通算法人の対象年度が租税特別措置法第42条の13第７項第４号に規定する合併等事業年度に該当するとき」

当該通算法人の対象年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が、令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する事業年度である場合には「0.01又は」及び「、((1)＞(2))」を消し、同年４月１日以後に開始する事業年度である場合には「又は0.005」及び「、((1)＞(2))」を消すこと。

3　「所得金額に係る要件」の各欄は、当該対象年度が租税特別措置法第42条の13第７項第４号に規定する合併等事業年度に該当する場合には、記載しないこと。

4　「対象年度の基準通算所得等金額（(別表四「52の①」－「37の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」)－(別表四「38の①」のうち非適格合併分)＋(別表四付表「９の①」　⑼　の分子の空欄には、前事業年度（租税特別措置法施行令第27条の13第11項第１号イ（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する前事業年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）の月数（当該対象年度が最初通算事業年度（同条第13項第４号に規定する最初通算事業年度をいう。以下この号において同じ。）である場合又は前事業年度のうちに設立の日を含む最初通算事業年度がある場合には、対象期間（同条第11項第１号イに規定する対象期間をいう。次号⑴において同じ。）内に終了した当該通算法人に係る通算親法人の各事業年度の月数）を合計した数が基準事業年度（同項第１号イに規定する基準事業年度をいう。）の月数に満たない場合には当該合計した数を記載し、当該合計した数が当該基準事業年度の月数以上である場合には当該基準事業年度の月数を記載すること。

)＋(別表七の三「５」－「11」＋「15」))×$\frac{\text{基準事業年度の月数}}{\text{基準事業年度の月数}}$　」